

高齢福祉課からの連絡事項

令和4年10月18日（火）

あま市 福祉部 高齢福祉課

居宅介護支援における特定事業所加算の算定要件について	I	II	III	A
<p>(1)人員（主任介護支援専門員）要件 専ら指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を2名以上配置していること。 常勤かつ専従の主任介護支援専門員については、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</p>	○			
<p>(2)人員（常勤介護支援専門員）要件 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置していること。 常勤かつ専従の介護支援専門員3名は、主任介護支援専門員とは別に置く必要があること。例えば、当該加算Iを算定する事業所においては、少なくとも主任介護支援専門員2名及び介護支援専門員3名の合計5名を常勤かつ専従で配置する必要があること。</p>	○	○		
<p>(3)会議の定期的開催 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に行うこと。 ア議題については、少なくとも次のような議事を含めること。 ・現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針 ・過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策 ・地域における事業者や活用できる社会資源の状況 ・保健医療及び福祉に関する諸制度 ・ケアマネジメントに関する技術 ・利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針 ・その他必要な事項 イ議事については、記録を作成し、5年間保存しなければならないこと。 ウ「定期的」とは、<u>おおむね週1回以上</u>であること。 また、会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p>	○	○	○	○

居宅介護支援における特定事業所加算の算定要件について	I	II	III	A
<p>(4)連絡相談体制の確保 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。</p> <p>24時間連絡可能な体制とは、常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることを言うものであり、当該事業所の介護支援専門員が輪番制による対応等も可能であること。</p> <p>なお、当該加算Aを算定する事業所については、携帯電話等の転送による対応等も可能であるが、連携先事業所の利用者に関する情報を共有することから、指定居宅介護支援等基準第23条の規定の遵守とともに、利用者又はその家族に対し、当該加算算定事業所である旨及びその内容が理解できるよう説明を行い、同意を得ること。</p>	○	○	○	○
<p>(5) 重度要介護者等対応要件 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること。</p> <p>要介護3、要介護4又は要介護5の者の割合が40%以上であることについては、毎月その割合を記録しておくこと。なお、特定事業所加算を算定する事業所については、積極的に支援困難ケースに取り組むべきこととされているものであり、こうした割合を満たすのみではなく、それ以外のケースについても、常に積極的に支援困難ケースを受け入れるべきものであること。</p> <p>また、(7)の要件のうち、「地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合」に該当するケースについては、例外的に(5)の40%要件の枠外として取り扱うことが可能であること(すなわち、当該ケースについては、要介護3、要介護4又は要介護5の者の割合の計算の対象外として取り扱うことが可能)。</p>	○			

居宅介護支援における特定事業所加算の算定要件について	I	II	III	A
<p>(6) 計画的な研修の実施 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。</p> <p>「計画的に研修を実施していること」については、当該事業所における介護支援専門員の資質向上のための研修体系と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、介護支援専門員について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等について、<u>毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めなければならない</u>。また、管理者は、研修目標の達成状況について、適宜、確認し、必要に応じて改善措置を講じなければならないこと。</p> <p>なお、年度の途中で加算取得の届出をする場合にあっては、<u>当該届出を行うまでに当該計画を策定すればよいこと</u>。</p> <p>なお、当該加算Aを算定する事業所については、連携先事業所との共同開催による研修実施も可能である。</p>	○	○	○	○
<p>(7) 困難事例への対応 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。</p> <p>特定事業所加算算定事業所については、自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならず、また、そのため、常に地域包括支援センターとの連携を図らなければならないこと。</p>	○	○	○	○
<p>(8) 事例検討会等への参加 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。</p>	○	○	○	○
<p>(9) 運営基準等の遵守 居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。</p> <p>特定事業所加算の趣旨を踏まえ、単に減算の適用になっていないのみならず、特定事業所加算の趣旨を踏まえた、中立公正を確保し、実質的にサービス提供事業者からの独立性を確保した事業所である必要があること。</p>	○	○	○	○

居宅介護支援における特定事業所加算の算定要件について	I	II	III	A
<p>(10) 担当件数要件 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員一人当たり40名未満であること。</p> <p>取り扱う利用者数については、原則として事業所単位で平均して介護支援専門員1名当たり40名未満（居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は45名未満）であれば差し支えないこととするが、<u>不当に特定の者に偏るなど、適切なケアマネジメントに支障がでることがないよう配慮しなければならないこと。</u></p>	○	○	○	○
<p>(11) 実習等への協力又は協力体制の確保 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。（平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用）</p> <p>協力及び協力体制とは、現に研修における実習等の受入が行われていることに限らず、受入が可能な体制が整っていることをいう。そのため、当該指定居宅介護支援事業所は、研修の実施主体との間で実習等の受入を行うことに同意していることを、書面等によって提示できるようにすること。 なお、当該加算Aを算定する事業所については、連携先事業所との共同による協力及び協力体制も可能である。</p>	○	○	○	○
<p>(12) 他法人との事例検討会等の実施 他の法人が運営する指定居宅介護事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。</p> <p>特定事業所加算算定事業所は、質の高いケアマネジメントを実施する事業所として、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上を牽引する立場にあることから、同一法人内に留まらず、他の法人が運営する事業所の職員も参画した事例検討会等の取組を、自ら率先して実施しなければならない。なお、事例検討会等の内容、実施時期、共同で実施する他事業所等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めなければならない。なお、年度の途中で加算取得の届出をする場合にあつては、当該届出を行うまでに当該計画を策定すること。 なお、当該加算Aを算定する事業所については、連携先事業所との協力による研修会等の実施も可能である。</p>	○	○	○	○

居宅介護支援における特定事業所加算の算定要件について	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	A
<p>(13) 居宅サービス計画要件 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス（介護給付等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等をいう。）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。</p> <p>多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスとは、介護給付等対象サービス（介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等のことをいう。</p>	○	○	○	○
<p>(14) 人員（主任介護支援専門員）要件 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を1名以上配置していること。</p> <p>常勤かつ専従の主任介護支援専門員については、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>例えば、当該加算Ⅱを算定する事業所においては、少なくとも主任介護支援専門員及び介護支援専門員3名の合計4名を常勤かつ専従で配置する必要があること。</p>		○	○	○
<p>(15) 人員（常勤介護支援専門員）要件 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を2名以上配置していること。</p> <p>常勤かつ専従の介護支援専門員2名とは別に、主任介護支援専門員を置く必要があること。したがって、当該加算Ⅲを算定する事業所においては、少なくとも主任介護支援専門員及び介護支援専門員2名の合計3名を常勤かつ専従で配置する必要があること。</p>			○	

居宅介護支援における特定事業所加算の算定要件について	I	II	III	A
<p>(16) 人員（常勤介護支援専門員）要件 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を1名以上配置していること。</p> <p>常勤かつ専従の介護支援専門員1名とは別に、主任介護支援専門員を置く必要があること。したがって、当該加算Aを算定する事業所においては、少なくとも主任介護支援専門員及び介護支援専門員1名の合計2名を常勤かつ専従で配置するとともに、介護支援専門員を常勤換算方法で1の合計3名を配置する必要があること。</p>				○
<p>(17) 人員（常勤介護支援専門員）要件 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員を常勤換算方法で1以上配置していること。</p> <p>当該常勤換算方法で1の介護支援専門員は他の居宅介護支援事業所（連携先事業所に限る。）の職務と兼務しても差し支えないが、当該兼務に係る他の業務との兼務については、介護保険施設に置かれた常勤専従の介護支援専門員との兼務を除き、差し支えないものであり、当該他の業務とは必ずしも指定居宅サービス事業の業務を指すものではない。</p>				○

●居宅介護支援における特定事業所加算の算定に関する留意事項

要件（3）について

- 会議を月に1回しか開催していなかった。
※おおむね週に1回以上開催する必要があります。

要件（6）について

- 介護支援専門員ごとの研修計画を策定していなかった。
※介護支援専門員について個別具体的に研修計画を策定する必要があります。

要件（9）について

- モニタリングを実施していなかった。
- サービス担当者会議を必要時に開催しなかった。
※居宅介護支援の適切な業務が行われない場合に対する運営基準減算に該当します。特定事業所加算は、より質の高いサービスを提供する事業所を評価する加算であり、運営基準を遵守していただく必要があります。

「(12) 他法人との事例検討会等の実施」の取扱いについて

○他法人との事例検討会等の実施における、今後のあま市の取扱いについて
(令和5年4月1日から)

あま市の取扱い

事例検討会・研修会等の内容、実施時期、共同で実施する他事業所等について計画を策定し、「他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で実施する事例検討会等の計画書」を作成のうえ、実施年度の前年度中（例：令和5年度計画書の場合は令和5年3月中）までに高齢福祉課へ提出してください。

- ① 「他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で実施する事例検討会等の計画書」の提出が必要。
- ② 共同で実施する事例検討会等は、2法人以上が参画していること。
- ③ 事例検討会・研修等の実績記録を保存してください。

① 「他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で実施する事例検討会等の計画書」について

- 「他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で実施する事例検討会等の計画書」は別紙（案）のとおりです。今後、あま市公式Webサイトに掲載予定です。
- 毎年度、少なくとも次年度が始まるまでに計画を策定してください。
- 提出は毎年 **3** 月末までをお願いします。
なお、年度の途中で加算取得の届出をする場合にあっては、当該届出を行うまでに当該計画を策定してください。

②特定事業所加算算定事業所は、質の高いケアマネジメントを実施する事業所として、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上を牽引する立場にあります。そのため、同一法人内に留まらず、他の法人が運営する事業所の職員も参画した事例検討会等の取組を、自ら率先して実施しなければなりません。

なお、特定事業所加算（A）を算定する事業所については、連携先事業所との協力による研修会等の実施も可能です。

③事例検討会・研修等の実績記録は5年間保存してください。市から求めがあった場合は、提出をお願いします。

【内容】

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の今後の取扱いについて

現在、「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」により、感染拡大防止を図る観点から認定調査が困難な場合においては、要介護認定の有効期間について、従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できる取扱い（以下「臨時的な取扱い」という。）となっています。 ※あま市では12ヶ月

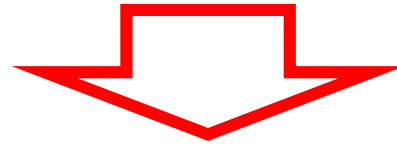
一方で、認定調査等により現在の被保険者の心身の状況等を勘案して適切に認定を行うことは重要であり、臨時的な取扱いを複数回適用することで、長期間にわたって被保険者の心身の状況等を適正に把握・評価することができない事態が懸念されます。

また、臨時的な取扱いが終了した直後の1年間は処理すべき更新申請の件数が増大し、市町村における事務量も集中的に増大することが予想されることから、可能な限り通常取扱いに基づき更新認定を実施していくことが必要です。

このため、臨時的な取扱いについては、原則として、有効期間満了日が令和5年3月31日までの被保険者に限り、適用できることとします。 令和5年4月1日以降に有効期間満了日を迎える被保険者については、通常どおり更新認定を実施していただくようお願いいたします。

ただし、各市町村の判断により、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに有効期間満了日を迎える被保険者について、臨時的な取扱いを適用することは差し支えありません。

ただし、**各市町村の判断により**、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに有効期間満了日を迎える被保険者について、臨時的な取扱いを適用することは差し支えありません。



各市町村判断で行う『令和5年4月1日から令和6年3月31日までに有効期間満了日を迎える被保険者について、臨時的な取扱い』については、現在、検討中です。

また、この取扱いについては、海部医療圏域で統一的な取扱いをしていきたいと考えていますのでよろしくお願いします。

ご意見・ご質問がございましたら高齢福祉課までご連絡ください。
ご清聴ありがとうございました。